
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第5期)

(令和7年度～令和9年度)

**震災以前の安全・安心なみやぎの再生
～原発事故被害の収束・解消に向けて～**

宮 城 県

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第１期）」	平成２４年３月策定
〃	平成２５年３月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第２期）」	平成２６年３月策定
〃	平成２７年３月改訂
〃	平成２８年３月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第３期）」	平成２９年３月策定
〃	平成３０年２月改訂
〃	平成３１年２月改訂
〃	令和　２年３月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第４期）」	令和　３年３月策定
〃	令和　４年３月改訂
〃	令和　５年３月改訂
〃	令和　６年３月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第５期）」	令和　７年３月策定

目 次

第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨 1 頁
- 2 計画の期間 2 頁
- 3 「実施計画(第4期)」の事業評価結果と「実施計画(第5期)」の構成 3 頁

第2章 施策体系 5 頁

第3章 実施計画

- 事業一覧 6 頁
- 第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進 8 頁
 - 1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 8 頁
 - 2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理 9 頁
- 第2 被害を受けた事業者等への支援 10 頁
 - 1 損害に対する確実な賠償請求 10 頁
 - 2 風評被害への対策 11 頁
 - 3 技術的支援 14 頁
- 第3 不安解消及び風評の発生防止 16 頁
 - 1 空間放射線量率のモニタリング 16 頁
 - 2 放射性物質濃度のモニタリング 18 頁
 - (1) 食べ物・飲み物及びその環境 18 頁
 - (2) 産業活動等 21 頁
 - 3 正しい知識の普及・啓発 23 頁
- 第4 その他原発事故被害収束への取組 24 頁
 - 1 県民一丸となった取組体制の構築 24 頁
 - 2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握 25 頁
 - 3 国や東京電力に対する要望・要請 26 頁

※この実施計画中、読み替えは次のとおりです。

「原発事故」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故」
「県民会議」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」
「事故対策本部」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」
「基本方針」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」
「実施計画」	⇒	「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」
「東京電力」	⇒	「東京電力ホールディングス株式会社」

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、県では東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針及び東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画を策定して、事故に係る諸般の課題について取り組んできました。

平成29年3月に改訂した基本方針については、令和3年3月に「宮城県震災復興計画」の満了と「新・宮城の将来ビジョン」の策定とともに見直しがなされ、新たな基本方針に基づき、令和3年から令和6年を計画期間とした実施計画（第4期）を策定して各種の原発事故対応事業を実施しました。

実施計画（第4期）について、最終年度の令和6年度に事業評価を行った結果、現在の生活環境に係る原発事故の影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（以下、「処理水」という。）の海洋放出处分への対応を含む、

- （1） 自然環境における放射性物質汚染の未解消
- （2） 一部の諸外国・地域での輸入規制の継続
- （3） 見通しの立たない汚染廃棄物等の処分
- （4） 民間事業者等への損害賠償が道半ば
- （5） 風評や放射線・放射能に対する不安・懸念

などの残された課題が改めて確認されたことから、基本方針に掲げる、

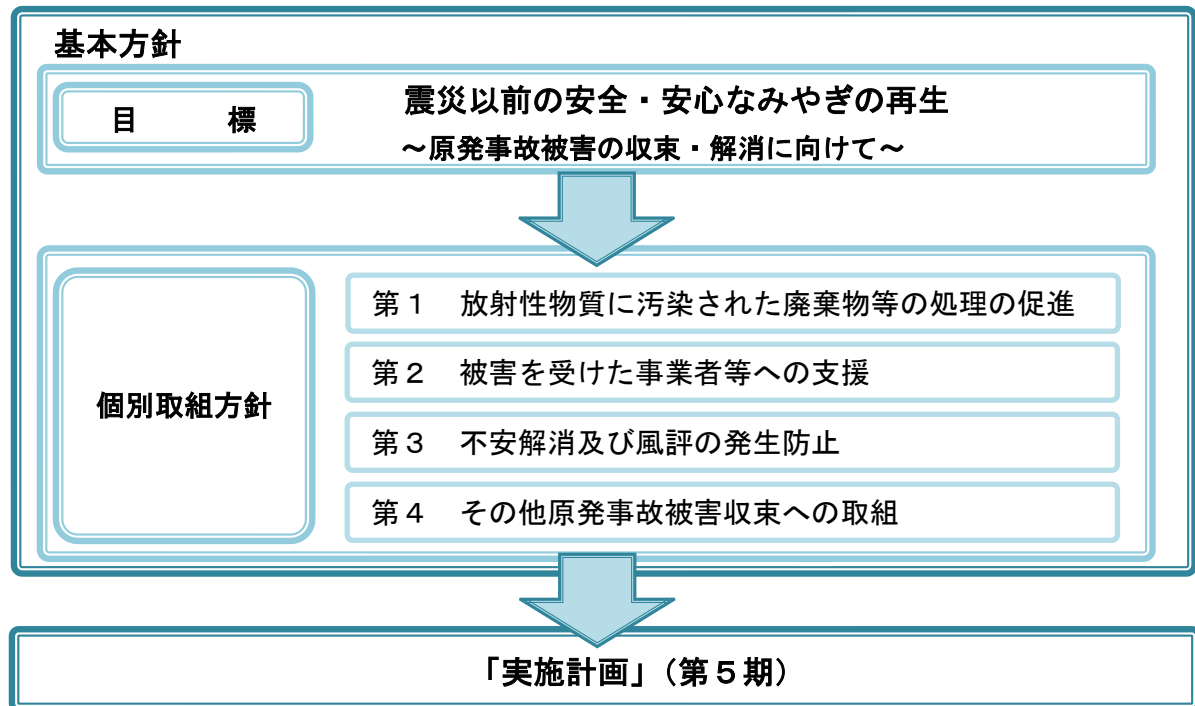
「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」
～原発事故被害の収束・解消に向けて～

を目標として、以下の4つの個別取組方針に、引き続き取り組むこととなりました。

- 第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進
- 第2 被害を受けた事業者等への支援
- 第3 不安解消及び風評の発生防止
- 第4 その他原発事故被害収束への取組

基本方針に基づき、当面は、令和7年度から令和9年度までの実施計画（第5期）を策定し、引き続き、原発事故被害対策に全力で取り組んでいきます。

〔参考〕「基本方針」及び「実施計画」の概念図

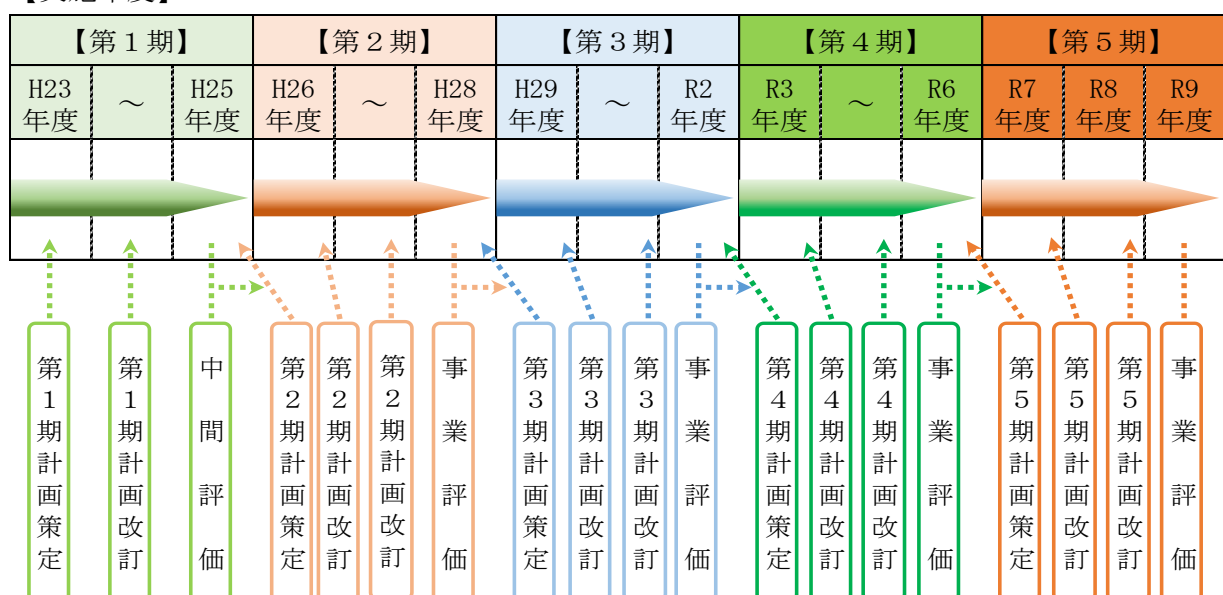


基本方針の目標達成に向けて、個別取組ごとに具体的な事業計画を策定

2 計画の期間

原発事故後の課題がまだ残っていることから、計画期間については、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3～令和12年度 10年間）の実施計画の中期3年の期間と合わせ、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

【実施年度】



3 「実施計画(第4期)」の事業評価結果と「実施計画(第5期)」の構成

実施計画(第5期)を策定するに当たり、令和6年12月に実施計画(第4期)の計画期間中に実施した延べ65事業について事業評価を実施したところ、大半の事業は必要性が「妥当」または「概ね妥当」であり、今後の方向性についても、延べ58事業を「原発事故対応として継続」すべきという結果になりました。

【参考】実施計画(第4期)の事業評価による計画掲載事業の方向性について

実施計画(第4期)掲載事業	原発事故対応として継続	通常事業として継続※	終了
延べ65事業	延べ58事業	延べ4事業	延べ3事業

※原発事故対応の実績が乏しい等の理由から、「実施計画(第5期)」には掲載しない事業。

なお、実施計画(第4期)では、複数の個別取組方針に同一事業を重複して掲載(再掲)していましたが、実施計画(第5期)では継続する延べ58事業について再掲が生じないよう、整理・統合を行い、51事業としました。

また、実施計画(第5期)での新規の事業はありませんでした。

基本方針に基づき、実施計画(第5期)の構成は、実施計画(第4期)と同様に、4つの個別取組方針に令和7年度より実施する事業をとりまとめています。

【参考】実施計画(第5期)の計画掲載事業の整理等について

実施計画(第4期)の事業評価により、原発事故対応として継続する延べ58事業について、以下のとおり、整理・統合等を行い、51事業とした。

- ① 事業名と取組内容が同一で、複数の個別取組方針に重複して掲載(再掲)されている事業については、取組内容に最も適合した一つの個別取組方針に整理して掲載した(6事業の削減)。
- ② 事業名が異なる非予算の取組で、取組内容が同一の事業を統合した(2事業の削減)。
- ③ 事業名が同一で、複数の取組内容を持つ事業については、取組内容に応じて、事業名に枝番と副題を付与して事業を分割し、適合した個別取組方針に掲載した(1事業の増加)。

実施計画の各事業・取組内容の見方について

【凡例】

①	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	放射線・放射能広報事業《5》みやぎ原子力情報ステーション運営等 『みやぎ原子力情報ステーション』運営 ・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」を運営し、放射線・放射能の基礎知識や県内での各種の測定結果等について情報発信する。 放射線・放射能の相談窓口 ・福島原発事故に関する放射線・放射能等に関する一般県民からの電話相談に対応する。 放射線・放射能に関するパンフレットの作成及び配布 ・原子力や放射線・放射能に関する広報誌・パンフレットを作成し、配布する。	③ 県	④ 原子力安全対策課	⑤ 						

【凡例の解説】

番号	項目	内容
①	事業名・取組名	事業又は取組の名称。予算措置を伴わない取組（非予算的手法）についても記載
②	事業・取組の内容	事業又は取組の具体的内容を記載
③	事業主体	事業主体を、「国」、「県」、「市町村」、「その他」の別に記載
④	担当課室	宮城県庁の担当課室を記載
⑤	実施年度	事業又は取組の実施期間を矢印で記載

第2章 施策体系

個別取組	主な事業・取組
第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進 1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理	・放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《1》廃棄物の処理促進 【8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理推進のための保管市町等の支援・指定廃棄物の処理に係る連絡調整】 ・企業局における浄水発生土管理等事業【浄水発生土の保管・管理・搬出】 ・放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《2》除染対策事業 【除去土壌・除染廃棄物の適正保管に関する支援、処分基準や再生利用基準についての国への要望】
第2 被害を受けた事業者等への支援 1 損害に対する確実な賠償請求 2 風評被害への対策 3 技術的支援	・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《1》民間の損害賠償請求等【民間事業者等に対する個別無料相談会開催など】 ・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《2》市町村等の損害賠償請求【市町村等との合同請求など】 ・輸出基幹品目販路開拓事業【県産水産物の海外販路開拓】 ・「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業【県産農林水産物等PR】 ・県産水産物の販路開拓強化支援事業【県産水産物の国内の販路拡大】 ・漁業経営サポート資金利子補給事業、漁業近代化資金利子補給事業、次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業、栽培漁業種苗放流支援事業【漁業者のなりわい維持】 ・鳥獣被害防止総合支援事業【原発事故後に増加した鳥獣被害の対応】 ・農産物放射性物質影響緩和対策事業【放射性物質移行低減のためのカリ質肥料の施用等】 ・給与自肅牧草等処理円滑化事業【汚染稲わら等の一時保管施設の管理】 ・特用林産物放射性物質対策事業《1》生産・販売支援【栽培試験や放射性物質低減化実証等】 ・ほだ木等原木林再生実証事業【原木林の再生に向けた実証等】
第3 不安解消及び風評の発生防止 1 空間放射線量率のモニタリング 2 放射性物質濃度のモニタリング 3 正しい知識の普及・啓発	・放射線・放射能広報事業《1》宮城県放射線・放射能測定実施計画の策定【県内における原発事故由来の放射線・放射能の体系的な測定計画の策定】 ・環境放射能水準調査事業《1》空間放射線量の監視【モニタリングポストによる連続監視等】 ・港湾利用促進事業《1》港湾内の空間放射線量測定【港湾区域の測定】 ・放射性物質検査対策事業【牛肉、豚肉、流通食品等の検査】 ・野生鳥獣放射能対策事業【ニホンジカ、イノシシ等の検査】 ・農産物放射能対策事業【農産物の検査】 ・放射性物質影響調査事業【原乳、粗飼料、草地土壌等の検査】 ・肉用牛出荷円滑化推進事業【出荷前の肉用牛の検査】 ・水産物安全確保対策事業【水産物の検査】 ・特用林産物放射性物質対策事業《2》放射性物質検査【きのこの等の検査】 ・港湾利用促進事業《2》港湾内の放射能測定【輸出コンテナ、海水の測定】 ・放射線・放射能広報事業《5》みやぎ原子力情報ステーション運営等【みやぎ原子力情報ステーションの運営、相談窓口設置等】 ・学校教育における放射線に関する指導《1》小・中学校、《2》高校【副読本等を活用した放射線に関する授業の実施】
第4 その他原発事故被害収束への取組 1 県民一丸となった取組体制の構築 2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握 3 国や東京電力に対する要望・要請	・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《3》みやぎ県民会議等【みやぎ県民会議や事故被害対策本部の運営等】 ・福島原発の状況把握【覚書等に基づく情報収集】 ・要望・要請活動の実施【国や東京電力に対する、指定廃棄物の処理、損害賠償、県産品の輸入規制の撤廃、廃炉・汚染水・処理水対策等に関する要望・要請】 ・処理水対策事業【「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」の運営】

第3章 実施計画

事業一覧

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名		担当課室	実施年度	
8 8 9	第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進				
	1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理				
	1	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《1》廃棄物の処理促進	放射性物質汚染廃棄物対策室	R7～R9	
	2	企業局における浄水発生土管理等事業	水道経営課	R7～R9	
	2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理				
1	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《2》除染対策事業	放射性物質汚染廃棄物対策室	R7～R9		
10 10	第2 被害を受けた事業者等への支援				
	1 損害に対する確実な賠償請求				
	1	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《1》民間の損害賠償請求	原子力安全対策課	R7～R9	
	2	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《2》市町村等の損害賠償請求	原子力安全対策課	R7～R9	
	2 風評被害への対策				
11 11 12 12 12 12 13 13 13	6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 輸出基幹品目販路開拓事業 2 「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 3 県産水産物の販路開拓強化支援事業 4 処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口 5 漁業経営サポート資金利子補給事業 6 漁業近代化資金利子補給事業 7 漁業経営維持安定資金利子補給事業 8 次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業 9 栽培漁業種苗放流支援事業	国際ビジネス推進室 食産業振興課 水産業振興課 水産業振興課 水産業振興課 水産業振興課 水産業振興課 水産業振興課 水産業振興課	R7～R9 R7 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7 R7～R9	
14 14 14 14 15 15	15 16 17 18 19 20	1 鳥獣被害防止総合支援事業 2 農産物放射性物質影響緩和対策事業 3 給与自粛牧草等処理円滑化事業 4 県単独試験研究（除染後の牧草地における草地管理技術の確立） 5 特用林産物放射性物質対策事業《1》生産・販売支援 6 ほだ木等原木材再生実証事業	農山漁村なりわい課 園芸推進課 畜産課 畜産課 林業振興課 林業振興課	R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9	
	第3 不安解消及び風評の発生防止.				
	1 空間放射線量率のモニタリング				
	16 17 17 17 17	21 22 23 24 25	1 放射線・放射能広報事業《1》宮城県放射線・放射能測定実施計画の策定（非予算） 2 放射線・放射能広報事業《2》自動車走行サーベイ（非予算） 3 環境放射能水準調査事業《1》空間放射線量の監視 4 港湾利用促進事業《1》港湾内の空間放射線量測定 5 企業局所管施設空間放射線量測定事業（非予算）	原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課 港湾課 水道経営課	R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9 R7～R9

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名		担当課室	実施年度
	第3 不安解消及び風評の発生防止.			
	2 放射性物質濃度のモニタリング			
	(1) 食べ物・飲み物及びその環境			
18	26	1 放射線・放射能広報事業《3》放射能県民安心事業	原子力安全対策課	R7～R9
18	27	2 放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	R7～R9
18	28	3 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査（非予算）	食と暮らしの安全推進課	R7～R9
19	29	4 農林水産物放射性物質対策事業	食産業振興課	R7～R9
19	30	5 野生鳥獣放射能対策事業	農山漁村なりわい課 自然保護課	R7～R9
19	31	6 農産物放射能対策事業	園芸推進課	R7～R9
19	32	7 放射性物質影響調査事業	畜産課	R7～R9
19	33	8 肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	R7～R9
20	34	9 水産物安全確保対策事業	水産業振興課	R7～R9
20	35	10 特用林産物放射性物質対策事業《2》放射性物質検査	林業振興課	R7～R9
20	36	11 企業局における水道水の放射性物質検査（非予算）	水道経営課	R7～R9
	(2) 産業活動等			
21	37	1 環境放射能水準調査事業《2》放射性物質の測定	原子力安全対策課	R7～R9
21	38	2 放射線・放射能広報事業《4》放射性分布状況調査（非予算）	原子力安全対策課	R7～R9
21	39	3 海水浴場の放射性物質モニタリング	環境対策課	R7～R9
22	40	4 公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング（非予算）	環境対策課	R7～R9
22	41	5 港湾利用促進事業《2》港湾内の放射能測定	港湾課	R7～R9
22	42	6 工業用水の放射性物質検査（非予算）	水道経営課	R7～R9
22	43	7 企業局における浄水発生土の放射性物質検査（非予算）	水道経営課	R7～R9
22	44	8 流域下水道汚泥等放射能測定事業	水道経営課	R7～R9
	3 正しい知識の普及・啓発			
23	45	1 放射線・放射能広報事業《5》みやぎ原子力情報ステーション運営等	原子力安全対策課	R7～R9
23	46	2 学校教育における放射線に関する指導《1》小・中学校（非予算）	義務教育課	R7～R9
23	47	3 学校教育における放射線に関する指導《2》高校（非予算）	高校教育課	R7～R9
	第4 その他原発事故被害収束への取組			
	1 県民一丸となった取組体制の構築			
24	48	1 福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《3》みやぎ県民会議等	原子力安全対策課	R7～R9
	2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握			
25	49	1 福島原発の状況把握（非予算）	原子力安全対策課	R7～R9
	3 国や東京電力に対する要望・要請			
26	50	1 要望・要請活動の実施（非予算）	原子力安全対策課他	R7～R9
26	51	2 処理水対策事業	原子力安全対策課他	R7～R9

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

取組方針

- ◆8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理が着実に進むよう、国との財源確保等の調整や保管市町等への処理に向けた支援を行います。
- ◆指定廃棄物については、国と連携しながら適切な保管管理について支援を継続するほか、優先している 8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理が一定程度進んだ段階で、市町村長会議等で改めて処理方針について議論し、その結果を踏まえて国に対して適切な対応を求めてまいります。
- ◆広域水道用水供給事業及び工業用水道事業における、放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行います。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 《1》廃棄物の処理促進 ・8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の着実な処理に向けた財源確保等の調整や保管市町等に対する支援を行う。 ・指定廃棄物の処理に向けた市町村長会議等による関係機関との連絡調整を行う。 ・汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等を行う。	国 県 市町村 その他（一部組合）	放射性物質汚染廃棄物対策室							
2	企業局における浄水発生土管理等事業 ・放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。 ・8,000Bq/kg 以下の浄水発生土については、関係者と連携を図り適切に、保管・処分を行う。 ・8,000Bq/kg を超える浄水発生土（指定廃棄物）については、国の指導の下、適切に保管する。 【対象事業】 ○大崎及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業 ○仙塩、仙台圏及び仙台北部工業用水道事業	県 その他	水道経営課							

2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

取組方針

- ◆除染に伴い生じた除去土壌や除染廃棄物については、処分までの間、適正な保管が行われるよう、国と連携しながら関係する市町等との連絡調整や技術的支援を行います。
- ◆国による除去土壌の処分及び再生利用に係る基準策定の動向を注視し、関係市町と連携しながら、県民全体が受け入れられる基準となるよう国に要望していきます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	<u>放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業</u> <u>《2》除染対策事業</u> ・除去土壌等の適正な保管等に関する関係機関との連絡調整を行う。 ・県民全体が受け入れられる除去土壌の処分や再生利用に係る基準策定についての国への要望を行う。 ・除去土壌等の処分に関する正確な情報の提供等に取り組む。	国 県 市町村	放射性物質汚染廃棄物対策室							

第2 被害を受けた事業者等への支援

1 損害に対する確実な賠償請求

取組方針

- ◆民間事業者等に対する損害賠償に係る制度情報の周知を行うほか、仙台弁護士会等の協力を得るなど、損害賠償の個別相談に対応し、賠償請求を支援します。
- ◆各市町村や一部事務組合の担当者を対象に、賠償請求に係る制度の説明会を開催するほか、希望する市町村等と合同請求を実施するなど必要な支援を行います。
- ◆県として受けた事故被害及びその対策に関する事業費並びに人件費を東京電力に直接請求します。また、直接請求で不払いとなった金額については、原子力損害賠償紛争解決センター（通称 ADR センター）に和解仲介の申立てを行います。

（※原子力損害賠償紛争解決センターとは、原発事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的に設置された公的な紛争解決機関。）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《1》民間の損害賠償請求個別無料相談会の開催 ・仙台弁護士会等の協力により、処理水関連を含む福島原発事故の損害賠償請求に関する民間事業者等を対象とした個別無料相談会を開催する。 電話相談窓口 ・電話による相談内容に応じて、適切に助言を行う。	県	原子力安全対策課							
2	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《2》市町村等の損害賠償請求市町村等への賠償請求支援 ・福島原発事故に関する賠償請求に係る市町村等への説明会を開催するほか、希望する市町村等との合同請求を行う。 東京電力に対する県の賠償請求 ・県の事故被害及びその対策に関する事業費並びに人件費を東京電力に直接請求する。また、直接請求で不払いとなった金額については、ADRセンターに和解仲介の申立てを行う。	県 市町村	原子力安全対策課							

2 風評被害への対策

取組方針

- ◆県内産農林水産物の需要落ち込み等に対応するため、県内の放射線・放射能に関する測定結果の公開をはじめ、情報誌や首都圏イベントを通じて県内産農林水産物等のPRを行い、宮城県が安全で安心な県であることを情報発信し、信頼回復と消費拡大を図ります。
- ◆一部の国・地域における農林水産物等の輸出規制に対応して、国内外における販路拡大に向けた取組を引き続き行います。
- ◆加えて令和5年8月から開始された処理水の海洋放出処分に伴い、一部の国・地域が講じた日本産水産物の輸入禁止措置の影響を受けた県内の水産業をはじめとした関係事業者への経営支援、水産物等の販売促進等の対策に取り組みます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	輸出基幹品目販路開拓事業 東日本大震災の影響を受けたホヤ・カキの海外販路開拓 ・バイヤー招聘や商談の実施による取引先の拡大に取り組む。 ・現地プロモーションによる新たな需要を喚起する。 ・輸出拡大に向けた品質の改善やマーケットイン型の商品開発を支援する。 県産食品の禁輸措置を継続する国・地域に代わる海外市場への販路開拓 ・令和6年度に販路開拓したメキシコ向けの輸出品目の増加に取り組む。 ・現地プロモーションによる県産食品の認知度向上と販売促進を行う。 ・新規有望市場の開拓に向けたマーケティング調査を行う。	県	国際ビジネス推進室							
2	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 ・原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。 ○「食材王国みやぎ」魅力発信事業 ○「食材王国みやぎ」魅力体感促進事業	県	食産業振興課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
3	県産水産物の販路開拓強化支援事業 (旧：県産主要水産物販路開拓事業) ・県産水産物や水産加工品等について、県内外での販路開拓や消費拡大に向けた取組を実施し、国内における販路拡大を図る。	県	水産業振興課							
4	処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口 ・融資制度の相談、経営アドバイス、専門家派遣を行う。	県	水産業振興課							
5	漁業経営サポート資金利子補給事業 ・処理水の海洋放出により影響を受けた漁業者が融資機関から漁業経営サポート資金を借り入れた場合、その金利の一部について県が利子補給を行う。 ○対象者：指定災害等により漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた者 ○補給額：年利 1%に相当する額 ○貸付限度額：「1,000 万円」又は「指定災害等による漁業経営への影響額」のいずれか低い額 ○償還期限：10 年以内（うち据置 3 年以内）	県	水産業振興課							
6	漁業近代化資金利子補給事業 ・東日本大震災により被災した漁業者等で原子力発電所事故の影響を受けている者が融資機関から漁業近代化資金を借り入れた場合、その金利の一部について利子補給を行う。 ○対象者：漁業者等 ○補給額：定められた利率で算定 ○貸付限度額：12 億円以内（借受者により異なる） ○償還期限：23 年以内（資金用途により異なる）	県	水産業振興課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
7	漁業経営維持安定資金利子補給事業 ・東日本大震災により被災した漁業者等で原子力発電所事故の影響を受けている者が融資機関から漁業経営維持安定資金を借り入れた場合、その金利の一部について利子補給を行う。 ○対象者：漁業者 ○補給額：定められた利率により算定（随時改定あり） ○貸付限度額：4億円以内（借受者の属性等により異なる） ○償還期限：13年以内（特認15年以内）	県	水産業振興課							
8	次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業 ・本県漁業者のなりわいを維持するため、漁業従事者の確保を図るための取組。 ・次世代漁業者の独立・自営に必要な漁船・漁具のリースによる導入を支援する。	県	水産業振興課							
9	栽培漁業種苗放流支援事業 ・本県漁業者のなりわいを維持するため、アワビやサケ等の種苗購入経費への支援など、安定的な種苗放流及び資源回復に向けた取組を行う。	県	水産業基盤整備課							

3 技術的支援

取組方針

- ◆安全な農林産物を生産するための対策や、汚染稲わらや牧草などの保管管理など生産現場における支援を継続します。
- ◆原発事故に起因して増加した鳥獣被害の防止対策を実施します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	鳥獣被害防止総合支援事業 ・原発事故に起因して増加したイノシシ・ニホンジカに対して、被害防止対策を実施する。 ・捕獲・侵入防止対策として、被害防止計画を策定している市町村の地域協議会等に対して、対策経費を補助する。 ・人材育成として、適切な被害防止対策の普及を目指し、研修会等を開催する。	県 市町村 その他 (農業協同組合等)	農山漁村 なりわい課							
2	農産物放射性物質影響緩和対策事業 ・農産物の放射性物質吸収抑制対策のための経費を補助する。 ○事業主体：県、市町村、農業協同組合等 ○事業内容：カリ質肥料等の施用等、農地の反転・深耕等、農産物への放射性物質の移行を低減するための対策 ○交付額：定額	県	園芸推進課							
3	給与自肅牧草等処理円滑化事業 汚染稲わら等の一時保管施設管理 ・放射性物質に汚染され利用できなくなった稲わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。 ○保管対象：稲わら等 ○実施内容：稲わら等の一時保管施設の適正管理	県 市町村 その他 (農業公社)	畜産課							
4	県単独試験研究（除染後の牧草地における草地管理技術の確立） ・原発事故の影響により県内ほぼ全域で除染（草地更新）作業を実施したが、いまだに基準値を超過した牧草が見られることから、除染後年数が経過した牧草地における効率的な施肥方法を検討する。	県	畜産課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
5	特用林産物放射性物質対策事業《1》生産・販売支援 特用林産物生産支援 - 出荷制限等を受けている特用林産物について、無汚染原木やチップ等の購入・移送経費等について支援を行う。安全なきのこ生産資材を確保するため、県全域の広葉樹林の放射性物質モニタリング検査のほか、放射性物質低減化の実証試験を行う。 特用林産物流通促進支援 - 特用林産物の販売を促進するため、セミナー等を開催し風評払拭を図るとともに、特用林産物の安全を確認するための栽培試験を行う。 ○特用林産施設体制整備補助 - 対象団体：法人、県森連 - 対象経費：県外等の他地域から無汚染の原木・チップ等を導入する経費 - 補助率：1/2、1/3 ○放射性物質の低減化に資する各種実証事業の実施 ○特用林産物流通促進支援・放射性物質調査 原木林利用促進体制整備 - 安全な県内産原木の供給再開に向け、県で導入した原木非破壊検査機を用いた原木検査の実証を行う。	県	林業振興課							
6	ほだ木等原木林再生実証事業 - 県内コナラ林におけるしいたけ原木への利用再開に向け、萌芽更新による放射性物質濃度の低減効果を検討する。 【主な取組】 ○萌芽枝、葉等の放射性物質濃度の測定 ○実証事業地の管理（下刈り）	県	林業振興課							

第3 不安解消及び風評の発生防止

1 空間放射線量率のモニタリング

取組方針

- ◆福島原発事故に由来する放射線・放射能の体系的な測定を実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、同計画に基づき県内における放射線の測定を行います。
- ◆県内全域に設置されたモニタリングポストにより測定したデータを迅速に提供するほか、車で走行しながら空間放射線量率を測定する「走行サーベイ」など、県内市町村の協力を得ながら測定を実施します。
- ◆国内外の港湾事業者等への風評対策の一環として、輸出貨物を取り扱う仙台塩釜港や指定廃棄物を保管する浄水場の空間放射線量率の測定を実施します。

【「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に係る測定の体系】

放射線の測定
(空間放射線量率等)

一般環境、産業活動等

モニタリングポストによる連続監視など

港湾区域、指定廃棄物の浄水土を保管する浄水場

単位：

マイクロシーベルト (μSv) / 時 (h) など

放射能の測定
(放射性物質濃度等)

食べ物・飲み物
及びその環境

水道水や農林水産物など

産業活動等

海水浴場や港湾の海水など

浄水土や下水汚泥、工業用水など

降下物や大気浮遊じんなど

単位：

ベクレル (Bq) / キログラム (kg)
など

※ 各項目の詳細については、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を参照ください。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	放射線・放射能広報事業《1》宮城県放射線・放射能測定実施計画の策定（非予算） ・福島原発事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的に示しながら、計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的とした「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定する。 ・放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて計画を改正する。	県	原子力安全対策課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
2	放射線・放射能広報事業《2》自動車走行サーベイ（非予算） ・原子力規制委員会が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイ（車両に測定器を搭載し、走行しながら連続的に空間放射線量率を測定し道路上の線量の分布を把握）について、県内での実施に必要な協力、調整を行う。	国 県 市町村	原子力安全対策課							
3	環境放射能水準調査事業《1》空間放射線量の監視 ・県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務である環境放射能水準調査により設置しているモニタリングポスト及び原子力規制委員会が自ら設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を定期的に測定し監視を行う。	県	原子力安全対策課							
4	港湾利用促進事業《1》港湾内の空間放射線量測定 港湾内空間放射線量測定事業 ・輸出貨物を取り扱う仙台塩釜港（仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、空間放射線量率の測定を行う。	県	港湾課							
5	企業局所管施設空間放射線量測定事業（非予算） ・放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管による現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。	県	水道経営課							

2 放射性物質濃度のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物及びその環境

取組方針

- ◆水道水や県内産農林水産物及び関連加工品のほか、食用に供する主要な野生鳥獣等について、食品等の放射性物質濃度の検査を行い、結果を県のホームページやポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」などを通じて速やかに公表します。
- ◆住民が自然から採取した山菜や獣肉等のいわゆる住民持込試料の放射性物質濃度測定については、市町村ごとの地域の事情に応じて実施していくほか、市町村職員等の測定技術の研修を実施します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	放射線・放射能広報事業《3》放射能県民安心事業 ・県民が持ち込んだ、家庭菜園等の農産物等の安全性を確認できるようにするため、県内市町村に配備した簡易型の放射能測定器等を用いて、各市町村による放射能測定を支援するとともに担当市町村職員等の測定技術の研修を実施する。	国 県	原子力安全対策課							
2	放射性物質検査対策事業 ・県内でと畜した食肉及び主に県内で製造し流通している加工食品等の放射性物質検査を行い、検査結果を公表し、食の安全・安心を確保する。	県	食と暮らしの安全推進課							
3	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査（非予算） ・県民の不安解消のため、市町村等水道事業体を実施した水道水の放射性物質検査結果について、県のホームページやポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で公表する。	県	食と暮らしの安全推進課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
4	農林水産物放射性物質対策事業 県産農林水産物の検査 ・原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するために実施された放射性物質検査結果をとりまとめ、定期的に公表する。	県	食産業振興課							
5	野生鳥獣放射能対策事業 食用に供する野生鳥獣の放射能検査 ・県内各地で食用に供されるイノシシ、ニホンジカ等、野生鳥獣の肉の放射性物質の検査を実施する。	県	農山漁村 なりわい課 自然保護課							
6	農産物放射能対策事業 県産農産物等の検査 ・主要な農産物を対象に、放射性物質濃度の測定を行い、農産物の安全性を周知する。	県	園芸推進課							
7	放射性物質影響調査事業 原乳、粗飼料、草地土壌等の検査 ・原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行い、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導する。	県	畜産課							
8	肉用牛出荷円滑化推進事業 県産廃用牛の全頭検査 ・安全・安心な県産牛肉の流通、消費を確保するため、県内食肉市場へ出荷する県産廃用牛の放射性物質の全頭検査を行う。	県	畜産課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
9	<u>水産物安全確保対策事業</u> <u>水産物の検査</u> ・県産水産物の安全流通に資するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。 <u>魚市場等が行う自主検査への支援</u> ・魚市場、水産加工業協同組合及び水産技術総合センターに設置している放射性物質検査機器の保守作業を行うとともに、検査員への操作指導を通じ、検査レベルの維持と意識の醸成を図る。	県 その他（魚市場等）	水産業振興課							
10	<u>特用林産物放射性物質対策事業《2》放射性物質検査</u> <u>放射性物質検査体制の強化</u> ・きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木などの各種林産物の安全・安心を確保するため、精密検査や非破壊検査を実施する。	県	林業振興課							
11	<u>企業局における水道水の放射性物質検査（非予算）</u> <u>水道水の検査</u> ・安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行うとともにその結果を公表する。	県	水道経営課							

(2) 産業活動等

取組方針

- ◆県内定点における降下物、大気浮遊じんや土壌の放射性物質濃度の測定を継続し、公表します。
- ◆海開きをする県内海水浴場の海水の放射性物質濃度測定や、環境省が実施している、河川や湖沼等の水域における水質、底質等の放射性物質濃度測定について、地点選定等に協力し、適切なモニタリングの継続を推進します。
- ◆港湾内の海水中放射性物質の濃度や、輸出されるコンテナ貨物における放射性物質の付着については、国内外の港湾関係者及び周辺住民の関心事であることから、輸出貨物を取り扱う仙台塩釜港における放射性物質の測定を継続します。
- ◆工業用水の安全性の確認や、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うために各々の放射性物質濃度の測定も継続し、速やかに公表します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	環境放射能水準調査事業《2》放射性物質の測定 降下物の測定 ・地表面に降下したちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、降下物の放射性核種についての測定を行う。 大気浮遊じんの測定 ・大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。	国 県	原子力安全対策課							
2	放射線・放射能広報事業《4》放射性分布状況調査（非予算） 放射性物質の分布状況調査 ・原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査の実施に協力するとともに、地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。	国 県	原子力安全対策課							
3	海水浴場の放射性物質モニタリング 海水浴場の海水の測定 ・海水浴場利用者の安全・安心に寄与するため、開設予定の海水浴場の海水の放射性物質濃度の測定を行い、開設前に公表する。	県 市町村	環境対策課							

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
4	<u>公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング（非予算）</u> 河川、湖沼、海域等及び地下水の測定 ・水環境における原発事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため、環境省が行う水質、底質、周辺環境（土壌等）の放射性物質濃度の測定について、地点選定等に協力し、適切なモニタリングの継続を推進する。	国 県	環境対策課							
5	<u>港湾利用促進事業《2》港湾内の放射能測定</u> 港湾内海水放射能測定事業 ・輸出貨物を取り扱う仙台塩釜港（仙台区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行う。 港湾内放射能測定事業 ・仙台塩釜港仙台区高砂コンテナターミナルから輸出されるコンテナ貨物の安全性を、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同ターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。	県	港湾課							
6	<u>工業用水の放射性物質検査（非予算）</u> 工業用水の放射能検査 ・食品関連会社等のユーザーもおり、工業用水の安全を確認するため、放射性物質検査を実施し、その結果を公表する。	県	水道経営課							
7	<u>企業局における浄水発生土の放射性物質検査（非予算）</u> 浄水発生土の放射能検査 ・放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を実施し、その結果を公表する。	県	水道経営課							
8	<u>流域下水道汚泥等放射能測定事業</u> 下水汚泥等の放射能測定 ・放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。	県 その他	水道経営課							

3 正しい知識の普及・啓発

取組方針

- ◆放射線・放射能に関する正しい知識について、県のポータルサイト、広報紙やパンフレット等で普及・啓発を図るほか、電話相談による県民の不安解消に努めます。
- ◆学習指導要領を踏まえた放射線に関する指導及び副読本（文部科学省作成）等を活用した指導により、児童・生徒の放射線に関する理解が深まっていることから、今後もこれらの正しい知識の普及に努めます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	放射線・放射能広報事業《5》みやぎ原子力情報ステーション運営等 『みやぎ原子力情報ステーション』運営 ・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」を運営し、放射線・放射能の基礎知識や県内での各種の測定結果等について情報発信する。 放射線・放射能の相談窓口 ・福島原発事故に関する放射線・放射能等に関する一般県民からの電話相談に対応する。 放射線・放射能に関するパンフレットの作成及び配布 ・原子力や放射線・放射能に関する広報誌・パンフレットを作成し、配布する。	県	原子力安全対策課							
2	学校教育における放射線に関する指導《1》小・中学校、《2》高校（非予算） ・学習指導要領を踏まえた放射線に関する指導及び副読本（文部科学省作成）等を活用した指導を実施する。 ・放射線に関する関心の高まりに鑑み、原子力や放射線とその利用における課題について、科学的に理解を深める指導を行う。 【取組内容】 ○学習形態は学級・学年単位。 ○理科、生活科、社会科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間などにおいて学校の実態に応じて実施。 ○授業時間は学校地域、児童生徒の実態に応じて柔軟に設定。 ○授業は理科等の教科指導においては、放射線の性質や医療・科学技術・エネルギー利用の学習を行う。併せて、知識不足や偏見に起因するいじめ防止を図る。 ○特別活動等においては、放射線の人体への影響を理解し、防災の観点からは原発事故時に放射線から身を守る方法等を身に付けさせる。	県	義務教育課							
3			高校教育課							

第4 その他原発事故被害収束への取組

1 県民一丸となった取組体制の構築

取組方針

- ◆福島原発事故への対応について、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を設置しており、今後も定期的に会議を開催します。
- ◆県として、基本方針に掲げる施策を総合的かつ計画的に検討し、その実施を推進するため、本部長を知事とし、本部員を部局長で構成する「事故対策本部」を設置しており、今後も必要に応じて会議を開催します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《3》みやぎ県民会議等 みやぎ県民会議の企画・運営 ・原発事故による損害賠償や事故被害対策など、みやぎ県民会議を通じて構成員である県内市町村や民間団体等と情報交換などを行うとともに、構成員・マスコミを通じて周知を図る。 ○構成員：各市町村、事業者・消費者等の各種団体、有識者 事故対策本部の運営 ・事故対応施策を総合的かつ計画的に検討し、その実施を推進するため、必要に応じて庁内に設置した事故対策本部において関係課室と調整を行う。	県	原子力安全対策課							

2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握

取組方針

- ◆平成26年5月に東京電力と取り交わした「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制などに関する覚書」に基づき、福島第一原子力発電所における汚染水などの漏えい等の事故やその対応について、報告を受け、各種対策の実施状況を確認します。
- ◆特に、福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水・処理水対策に向けた東京電力の取組を把握するため、必要に応じて、現地調査を行います。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	福島原発の状況把握（非予算） ・「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」に基づき、必要な連絡を受けるほか、廃炉に向けた進捗状況、構内での事故等について情報を定期的に収集するとともに、福島第一原子力発電所における廃炉や汚染水対策に向けた東京電力の取組を把握するため、必要に応じて、現地調査を行う。	県	原子力安全対策課							

3 国や東京電力に対する要望・要請

取組方針

- ◆原発事故により発生した、指定廃棄物の速やかな処理、一部の国・地域による県産農林水産物の輸入規制の撤廃など国に対して必要な要望を行います。
- ◆東京電力に対しても、原発事故に関する損害賠償の適切な実施をはじめとする必要な要請を行います。
- ◆また、令和5年8月より開始された処理水の海洋放出处分に関しては、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」等を通じ、国と東京電力に対し必要な意見・要望を申し入れます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度						
				1期	2期	3期	4期	R7	R8	R9
1	要望・要請活動の実施（非予算） ・政府要望や全国知事会などを通じ、原発事故により発生した指定廃棄物の速やかな処理、一部の国・地域による県産農林水産物の輸入規制の撤廃、その他、福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水・処理水対策等、国に対して必要な要望を行う。 ・福島第一原子力発電所の現地調査などの機会を捉え、迅速かつ適切な損害賠償の実施をはじめ、廃炉・汚染水・処理水対策等、東京電力に対して必要な要請を行う。	県	原子力安全対策課 放射性物質汚染廃棄物対策室 観光戦略課 国際ビジネス推進室 農業政策室 食産業振興課 水産林業政策室							
2	処理水対策事業 ・「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」において、県内関係団体の意見を集約し、国及び東京電力への申入れ内容のとりまとめを行う。	県	原子力安全対策課 観光戦略課 国際ビジネス推進室 農業政策室 水産林業政策室							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画
（第5期：令和7年度～令和9年度）

令和7年3月改訂

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2340

FAX：022-211-2695



宮 城 県